

令和6年1月31日

債権者各位

〒102-0093

東京都千代田区平河町二丁目7番5号
砂防会館本館3階 TF法律事務所
破産者株式会社アカツキ
破産管財人 本 多 一 成

管財人からのお知らせ

株式会社アカツキは、令和6年1月31日、東京地方裁判所から破産開始決定を受け、当職が破産管財人に就任いたしました（令和6年（フ）第489号）。

本書面は、事前に東京地方裁判所のご了承を得て、破産手続開始通知書に同封させていただきます。

当職は、今後、裁判所の監督の下、破産会社の資産を調査し、換価可能な財産の換価・回収を行うとともに、負債の調査を行います。

その結果については債権者集会にて報告をさせていただく予定です。

なお、債権者集会への出席は義務ではありません。また、債権者集会にご出席されなくても不利に扱われることはありません。債権者集会で報告する内容については、後述する破産管財人ホームページにて開示をさせていただきます。

破産手続開始通知書に記載されたとおり、現時点で、破産者の財産をもって破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれがあり、配当の目途が立っていないことから、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期間または期日は当面定められないこととなりました。

そのため、破産債権届出書の提出は当面不要です。

今後、破産者の資産調査・換価等の結果、債権者の皆様に対する配当の目途が立った場合には、皆様に破産債権届出書をお送りします。

また、本件は債権者数が多く、個別のお問い合わせに対応することが困難な状況になることが予想されます。

つきましては、破産手続に関するよくあるご質問について、後述する破産管財人ホームページにおいて、「よくあるお問い合わせ」を掲載しておりますので、事前にご確認いただいた上で、お問い合わせくださいますようお願いいたします。

債権者の皆さまには、大変なご迷惑をおかけしますが、本件の諸事情をご理解いただき、破産手続へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【破産管財人ホームページ】

<http://akatsuki-kanzai.jp/>